

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成元年3月まで
③ 平成元年10月から2年7月まで

会社を退職した昭和59年11月頃に、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険料と併せ同区役所で納付していたと思う。申立期間の納付記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、平成2年6月及び同年7月について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、3年2月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立人に対し、4年7月10日に国庫金納付書が作成されていることがオンライン記録により確認でき、当該期間は過年度納付が可能であることから、この納付書により当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①、②及び③のうち、平成元年10月から2年5月までの期間について、申立人は昭和59年11月頃にB区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は同区役所で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和61年4月1日を資格取得日として加入していることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立期間③のうち、平成元年10月から2年5月までについて、前述の国庫金納付書が作成された4年7月の時点では、当該期間の国民年金保険料は既に時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③のうち、平成元年10月から2年5月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から52年3月まで

昭和48年7月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、納付書で郵便局の窓口で納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和52年4月以降現在まで国民年金加入期間の国民年金保険料を前納するなどにより全て納付していることから、保険料納付意識は高いものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの期間について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、加入時点において、当該期間の保険料は過年度納付が可能である上、A市では、国民年金の加入時に、納付可能な過年度の未納期間が有る場合、納付書を発行し、納付勧奨するのが通例であったことが確認できることから、申立人の納付意識を踏まえると、この納付書により当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの期間について、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できず、当該期間の保険料を納付するには、特

例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年11月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで

勤務先を退職後の昭和52年4月頃、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は納付書が郵送で届いたので、その後転居したC県D区のE町の郵便局で納付した記憶があり、申立期間②については前後の期間と同様に納付しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当時居住していたF県G市の国民年金被保険者名簿において、昭和57年10月2日に納付書が交付され、申立期間の国民年金保険料が同年12月28日及び58年3月1日の2回に分け納付されていることが確認できる。

一方、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和53年12月に払い出されたものと推認されることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、同年12月9日に任意で被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは申立人が所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと

考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年6月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から18年3月までは13万4,000円、同年4月は22万円、同年5月から19年8月までは13万4,000円、20年9月及び同年10月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から20年11月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aの勤務期間のうち、実際に支給された給与額と標準報酬月額が相違する期間があることがわかったので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち平成17年6月から19年8月まで、20年9月及び同年10月の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び株式会社Aが提出した賃金台帳により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立人が所持する給与明細書及び株式会社Aが保管する賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から判断して、平成17年6月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から18年3月まで13万4,000円、同年4月は22万円、同年5月から19年8月までは13万4,000円、20年9月及び同年10月は12万6,000円に訂正することが妥当である。

一方、平成19年9月から20年8月までの期間については、給与明細書及び賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料の納付について、「社会保険については、滞納等があったため、明確な金額は出せないため不明。」と回答しているが、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額と、給与明細書及び賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から算出される標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は厚生年金保険料控除額及び給与総支給額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年7月15日を90万円、16年7月15日を112万5,000円、同年12月10日を134万円、17年7月15日を97万4,000円、同年12月10日を137万5,000円、18年7月15日を50万円、同年12月10日を50万円、19年7月15日を45万円、同年12月10日を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成16年7月15日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年7月15日
⑦ 平成18年12月10日
⑧ 平成19年7月15日
⑨ 平成19年12月10日

上記申立期間①から⑨までにおいて、株式会社A勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、ねんきん定

期便にはその記録が反映していないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している株式会社Aの賞与明細書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る賞与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、平成15年7月15日を90万円、16年7月15日を112万5,000円、同年12月10日を134万円、17年7月15日を97万4,000円、同年12月10日を137万5,000円、18年7月15日を50万円、同年12月10日を50万円、19年7月15日を45万円、同年12月10日を35万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めて訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年12月まで

会社を退職後、昭和61年2月から3月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は2、3か月分ずつか毎月、自身で納付するか、祖母に頼んで納付してもらっていた。その後、平成元年2月に婚姻し氏名変更のために役所に行ったところ、同年4月に昭和62年1月から63年3月までが未納であるとの通知があり、納付に行ったが、その際、ほかに未納が無いか聞いたところ、未納は無いと言われ、その後も平成14年に住所変更のため役所に行った際にも再度未納が無いことを確認していたのに、申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年2月から3月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により、昭和63年8月に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、このことはA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和63年度から登載されていることとも一致しており、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立人からもこの時点で遡って納付したとの主張は無く、申立人は、申立期間直後の昭和62年1月から63年3月まで

の保険料を、平成元年4月25日に過年度納付していることが、所持する領収証書及びオンライン記録により確認できることから、納付時点で時効とならず遡及可能であった当該期間の保険料を納付したものと考えられ、申立期間は既に時効であったことから保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から15年5月までの期間及び16年7月から17年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月から15年5月まで
② 平成16年7月から17年6月まで

申立期間の国民年金保険料が半額免除未納とされているが、申立期間①の保険料はA町（現在は、B市）役場で、申立期間②の保険料はC町役場で、それぞれ役場の窓口で納付している。また、平成16年3月にC町に転居する際、A町役場で「未納の保険料を納付しなければ転出できない。」と言われたことを記憶しており、申立期間①の保険料を納付していなければ転出できず、請求書もくるはずである。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、平成16年3月に転出する際、A町役場で納付勧奨され、申立期間②の保険料はC町役場で、それぞれ役場の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が市町村から社会保険庁（当時）に移管されたため、申立期間①及び②の保険料はいずれも役場の窓口では納付できず、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、B市では、「当時、転出者に係る国民年金保険料の納付状況の確認は行っておらず、保険料の収納事務が国に移管された平成14年4月以降は、納付勧奨も行っていない。」としており、この点においても、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料に係る現年度及び過年度の納付書は、いずれも社会保険事務所（当時）において、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間①及び②の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の基礎年金番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2401

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から59年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めて月ごとにA市B区役所の窓口か郵便局で納付書により納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めて月ごとにA市B区役所の窓口か郵便局で納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間直前の昭和57年4月から58年4月までの付加保険料を含む保険料が納付されていることが確認できるものの、申立期間当時、行政側が一時的に申立人の所在を把握できない準不在者とされていることが同リストにより確認でき、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらないことから、現年度納付されなかったものと考えられる。

また、申立期間当時の国民年金被保険者台帳である申立人の特殊台帳において、昭和58年度の欄に「納付書」及び「納付書返送」との記載が有ることから、59年度に社会保険事務所（当時）から申立期間に係る過年度納付書が送付されたが、未着となり返送されたものとみられ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することもできなかったものと考えられる上、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2402

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私が20歳になった頃に、亡くなった父親が国民年金の加入手続きを行い、実家に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに納付してくれていた。未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃に、亡くなった父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立人が20歳になった46年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続き時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って納付したとの主張はない。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み

方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から57年12月まで

私が20歳になった昭和54年*月頃に母親から国民年金の加入を勧められ、母親又は父親が自宅かA市B区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が自宅で集金人に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和54年*月頃に、申立人の母親又は父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和54年*月*日」と記載されていることを挙げているが、初めて被保険者となった日は、制度上、国民年金被保険者資格取得日となることを示すものであり、加入手続日やその日以降の保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 31 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月から 44 年 8 月まで
③ 平成 3 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 平成 4 年 10 月 21 日から 5 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 7 月 26 日から同年 12 月末日までA株式会社に、40 年 7 月から 44 年 8 月のお盆までB株式会社に、平成 3 年 6 月 1 日から同年 9 月 2 日まで株式会社Cに、4 年 8 月 1 日から 5 年 4 月 30 日までD株式会社に勤務したのに、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①、②、③及び④の記録が無いとの回答であったが、いずれの期間においても厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 36 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社の事業主は、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書のとおり、昭和 36 年 8 月 30 日付けで退職しており、それ以降の記録は一切無い。」旨の供述をしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、い

いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番は無いことから、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B株式会社は、閉鎖登記簿によると、昭和49年10月1日に解散しており、当時の事業主及び役員も既に亡くなっており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時勤務していた複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

一方、申立人は、当時、B株式会社はE株式会社の下請けであったと主張していることから、申立人が資格を取得したとしている昭和40年7月を含む前後2か月間について、同社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は記録されていない。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間のうち昭和43年4月から44年1月までは国民年金保険料を全額申請免除し、同年2月から9月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人が少なくとも平成3年6月15日からは株式会社Cに勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Cの元事業主に照会したところ、回答を得ることができないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Cに係るオンライン記録において、申立期間当時勤務していたことが確認できる同僚に照会したが、申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、平成3年7月1日に厚生年金保険に加入したことにより、国民年金被保険者資格を喪失した旨の記録があることから、同日までは、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

申立期間④について、D株式会社の元事業主に照会したところ、「当時、申立人を採用した記憶があるが、関連資料等は一切無く、何も分からない。」

と回答し、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、D株式会社に係るオンライン記録において、申立期間当時勤務していたことが確認できる同僚に照会したところ、回答があった1名は、「申立人を記憶しているものの、退職の時期は分からない。」と回答していることから、申立人の正確な退職時期までは確認できない。

さらに、申立人に係るオンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、申立期間の平成4年10月から5年4月まで国民年金保険料を全額申請免除していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から平成 9 年 7 月まで

A株式会社に勤務していた昭和 49 年 3 月から平成 9 年 7 月までの期間の標準報酬月額の記録は 7 万 6,000 円から 18 万円になっているが、実際はそれぞれ 15 万円から 30 万円以上を手取額として受け取っていた。その上、記録では昭和 56 年から平成 9 年までの 16 年間ずっと同額の 18 万円となっているが、毎年昇級しており不正確であると思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているが、A株式会社は、「申立人は当社の給与のほか、当社が発注している下請業者（B社）の工事を手伝うことによる工賃も受け取っており、当該工賃は厚生年金保険料控除の対象ではなかった。」と回答している。

また、申立期間のうち、平成 9 年 1 月から同年 7 月までの期間については、A株式会社が保管している「平成 9 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人の給与から控除された厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額から算出される保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち昭和 49 年 3 月から平成 8 年 12 月までの期間についてはA株式会社及び同社の会計事務を担当していたC会計事務所に関連資料が保管されていないため、申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、申立人は昭和 56 年 8 月から平成 9 年 7 月まで長期間継続して標準報酬月額が同額の 18 万円となっており不正確であると主張しているが、オン

ライン記録によると、当該期間に勤務していた申立人と同職種の同僚8人についてみると、申立人と同じ標準報酬月額の方が申立人を含め3人、15万円の者が3人いる上、長期にわたって標準報酬月額の変更がないことが確認できることから、申立人のみ低額のまま固定されていたことはいかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便によると、平成3年5月から標準報酬月額が50万円から15万円に引き下げられている。同年10月から16万円に引き下げたことは覚えているが、それより前に引き下げた届出をした覚えはないので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額が、平成3年5月1日に50万円から15万円に引き下げられているが、同記録が社会保険事務所（当時）によって遡及訂正されている記録はなく、同年5月時点において、有限会社Aで厚生年金保険の被保険者であった者全員の標準報酬月額が、同年5月又は同年6月に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時の有限会社Aの賃金台帳であると主張している資料によると、申立人に係る申立期間当時の給与支給額は50万円と記載されているものの、保険料控除額は記載されておらず、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の元従業員に照会したが、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、他の従業員についてみると、上記資料に記載されている給与支給額とオンライン記録上の標準報酬月額は必ずしも一致していないことが

確認できる。

また、上記の従業員のうち一人は、「同社が経営不振に陥り、平成3年5月から、自分の標準報酬月額が引き下げられたことを記憶している。」と供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。